

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年4月25日	
【会社名】	三菱地所株式会社	
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited	
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 吉田 淳一	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	
【電話番号】	(03)3287-5100	
【事務連絡者氏名】	経理部長 井上 和幸	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	
【電話番号】	(03)3211-0277	
【事務連絡者氏名】	経理部長 井上 和幸	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	249,458,469円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社中部支店 (名古屋市中区栄二丁目3番1号) 三菱地所株式会社関西支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	136,093株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式です。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 募集の目的及び理由

当社は、2018年4月26日開催の報酬委員会等において、当社の執行役、執行役員及びグループ執行役員（以下、「対象役員」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下、「本制度」という）を適用することを決定致しました。また、2019年4月25日開催の報酬委員会等において、当社における対象役員の貢献度等を総合的に勘案の上、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で、各対象役員に付与する金銭報酬債権の額を決議しております。

なお、2019年4月25日に、会社法第416条第4項に基づく2016年6月29日開催の取締役会における決議による委任に従い、報酬委員会等の決議を踏まえ、当該対象役員が当該金銭報酬債権を現物出資の方法により給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることを、当社執行役社長が決定いたしました。

当該金銭報酬債権は、対象役員が、本有価証券届出書の効力発生後に当社との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という）を締結することを条件として付与いたします。

また、当社は、対象役員との間で、以下の内容を含む割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、払込期日から2022年6月30日までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員に対して、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

無償取得事由

当社は、割当契約に規定した譲渡制限付株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する譲渡制限付株式を無償で取得いたします。

株式の管理に関する定め

対象役員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

2 振替機関の名称及び住所は次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	136,093株	249,458,469円	124,797,281円
一般募集			
計(総発行株式)	136,093株	249,458,469円	124,797,281円

(注) 1 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1 募集の目的及び理由に記載の、本制度に基づく特定譲渡制限付株式を対象役員に割り当てる方法によっております。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は124,661,188円です。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第116期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は下記の通りです。

債権者	割当株数	払込金額(円)	備考
執行役13名	73,368株	134,483,544円	金銭報酬債権 (2019年度分)
執行役員3名	11,416株	20,925,528円	金銭報酬債権 (2019年度分)
グループ執行役員(1)14名	51,309株	94,049,397円	金銭報酬債権 (2019年度分)

1 グループ執行役員は、グループ会社の指揮監督を担当する当社の執行役員です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,833円	917円	1株	2019年5月24日(金)		2019年5月24日(金)

(注) 1 第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1 募集の目的及び理由に記載の、本制度に基づく特定譲渡制限付株式を対象役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 本株式の発行は、本制度に基づく当社の第116期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
三菱地所株式会社 本店	東京都千代田区大手町一丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	2,000,000円	

(注) 1 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。

2 発行諸費用の内訳は、登記費用・司法書士手数料約1,000,000円、取引所新株式上場手数料・株主名簿管理
人手数料等約1,000,000円です。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本株式の発行は、本制度に基づく当社の第116期事業年度(2019年4月1日~2020年3月31日)の譲渡制限
付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、手取額はあ
りません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）2018年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第115期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第115期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日）2018年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第115期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日）2019年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年4月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年4月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2019年2月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年4月25日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年4月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱地所株式会社本店
（東京都千代田区大手町一丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）
三菱地所株式会社横浜支店
（横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号）
三菱地所株式会社中部支店
（名古屋市中区栄二丁目3番1号）
三菱地所株式会社関西支店
（大阪市北区天満橋一丁目8番30号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。